

子発 0214 第 1 号  
令和 5 年 2 月 14 日

都道府県知事  
各 市 町 村 長 殿  
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長

母子保健医療対策総合支援事業（令和 4 年度第二次補正予算分）の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策総合支援事業（令和 4 年度第二次補正予算分）実施要綱を別紙のとおり定め、令和 4 年 12 月 2 日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

## 別紙

### 母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱

#### 第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

#### 第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業（別添1）
- 2 新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業
  - (1) 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業（別添2-1、別添2-2）
  - (2) 幼児健康診査個別実施支援事業（別添3）

#### 第3 国の補助

母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）が行う事業について、別に定めるところにより補助する。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

#### 第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。

## 別添1

### 産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

#### 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設において、継続して事業を行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要経費について補助を行うことで、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行うことを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

#### 3 事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設に対し、以下の（1）～（4）の事業を実施することとする。

（1）勤務する職員及び利用者向けマスクや消毒用エタノール等の購入

（2）産後ケア事業を行う施設等の消毒

（3）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費等）

## 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。

このようなことから、不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前に PCR 等のウイルス検査を受けるための費用を補助することで、妊婦が安心して出産することができるよう支援を行うことを目的とする。

### 2. 実施主体

都道府県、保健所設置市及び特別区とする。また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関等に事業の一部を委託することができる。

### 3. 事業内容

不安を抱える妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査の補助等を実施する。

### 4. 留意事項

(1) 当事業の実施に当たり、類似の補助を受けている場合は、重複して補助を受けることはできない。

(2) 当事業の実施に当たり、当該自治体に住民票がない妊婦に対しても支援の対象とすること。

特に里帰り出産を希望する場合、住民票を有する自治体ではなく、里帰り先での支援を希望することも予測されるため、実施主体は、妊婦が支援を希望する自治体と連携し、妊婦の希望に添うよう調整を行うこと。

(3) 当事業を実施する場合、都道府県、保健所設置市及び特別区との間で、十分連携を確保した上で、別添 2-2 の要件を全て満たすよう、実施主体は関係団体や周産期医療機関及び検査実施機関等と調整を行うこと。その際、厚生労働省掲載様式により、体制整備の状況等について厚生労働省へ報告すること。

なお、別添 2-2 に示す要件の全てを満たしていない場合や、要件全てを満たしたにもかかわらず厚生労働省への報告がなされない場合には、補助を受けることはできない。

(4) 本事業を通じて知り得た個人情報について、適切に管理し秘密を保持するため、個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、事業の従事者への周知を徹底する。本事業に関しては、新型コロナウイルス感染にともなう配慮も必要となることから、支援実施者は、個人情報の管理や守秘義務についての研修を受講した者が望ましい。

## 別添 2 - 2

### 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業の要件について

別添 2 - 1 「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」を実施する場合、以下 1 から 3 の全ての要件を満たすこと。

#### 1. 妊婦への寄り添い型支援の実施

新型コロナウイルスに感染した妊婦等は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があるなど、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の問題等が懸念されることから、「母子保健医療対策総合支援事業（令和 3 年度補正予算分）の実施について」（令和 4 年 2 月 4 日子発 0204 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別添 2 - 1 「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」に定める「妊産婦への寄り添い型支援」を参照し、妊婦が抱く不安に寄り添った支援を行うよう努めること（なお、都道府県においては市町村と連携して寄り添い型の支援の実施に努めること。）。また、保健所設置市、特別区及び市町村においては、寄り添い型の支援の実施に当たり、「妊婦訪問支援事業」（「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号、雇児発第 0305005 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙「安心こども基金管理運営要領」の別添 38 に定める事業）を活用することなどが考えられること。

#### 2. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への医療提供体制の確保

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の状態や重症度等を考慮した受入れ医療機関の設定等適切な周産期医療提供体制を確保すること。

受け入れ医療機関等においては、検査結果が陽性となった妊婦が医師に対して十分に相談できる体制を整えるとともに、医師は妊婦の疑問や不安に適切に対応すること。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症の検査の実施体制について

検査を希望する妊婦は新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦であることに鑑み、当該妊婦に不安を与えないことに配慮しつつ、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは分離して検査が実施できるよう、体制を整備すること。

##### （1）検査実施機関

当該妊婦に対する新型コロナウイルス感染症の検査の実施機関は、妊婦健診を行う医療機関や分娩予定の医療機関が想定されるが、地域の医療体制を鑑み、診療・検査医療機関等も可能とする。

ただし、産婦人科医師（産婦人科専門医）が在籍していることが望ましい。

##### （2）検査機関における体制の整備等について

下記①及び②の内容を全て満たした機関であること。

##### ① 適切な検査実施体制の確保

他の受診患者との空間的分離、もしくは時間的分離により、検査を希望する妊婦に不安を与えない方法で、検査実施体制を確保していること。

ア 空間的分離

他の感染が疑われる受診患者等との接触を避けるため、検査エリアへの動線を含む十分な措置を行うこと。

イ 時間的分離

他の受診患者との接触を避けるため、専用の時間帯を設けること。

② 妊婦への適切な検査前説明

検査の実施に当たり、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以下の点について丁寧な説明を行うこと。

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること

ウ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院や宿泊療養になるなど生活が制限される可能性があること

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的な支援が提供されること

(3) その他

本事業により、妊婦の陽性が判明した場合は、主治医が速やかに所管保健所への感染症の届け出を行うこと。

## 別添3

### 幼児健康診査個別実施支援事業

#### 1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

#### 2. 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。）とする。

#### 3. 事業内容

1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

#### 4. 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、従来から幼児健康診査を個別健診で実施している場合は補助の対象外とする。
- (2) 本事業は集団健診から個別健診に切り替えた場合に追加で発生する費用について対象とする。
- (3) 幼児健康診査は、個々の幼児の健康状態や、幼児のおかれている生活環境に応じて保健指導を行う場でもあるため、支援が必要と考えられる幼児や保護者については、市区町村で把握して支援できる仕組みとすること。
- (4) 医療機関での健診の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりと行った上で実施すること。